

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月18日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査の対象 社会教育課
令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 3 監査の期間 令和2年10月22日から令和2年12月2日まで

4 監査の着眼点

令和2年度新庄市監査計画の「監査の着眼点」及び「監査の重点項目」により実施した。

(監査計画の監査の着眼点)

- ①公正で合理的かつ効率的な行政運営がなされているか。
- ②収納事務における領収書、帳簿等の整備、記帳は、適正に行われているか。
また、現金及び切手等の保管及び取扱いは適正か。
- ③契約事務は、関係法令に基づき公正かつ的確に行われているか。
- ④工事、修繕、業務委託等の設計、施工、検査は、適正に行われているか。
- ⑤補助金等の交付は、関係法令等に基づき目的が明確で補助額等が適正であるか。
- ⑥公有財産及び物品の維持管理は、適正に行われているか。
- ⑦リスクの高い事務等の管理が、適正に行われているか。
- ⑧前回の監査で指摘された事項は、改善されているか。

(監査計画の監査の重点事項)

- ①使用料、手数料等で料金改定等が、適切に反映され適正に徴収されているか。
- ②公金管理業務が、関係法令に基づき遅滞なく円滑に行われているか。

5 監査の実施内容

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、次の事項については改善措置及び検討が必要と認められる。

(指摘事項)

- 令和2年4月1日から改正された新庄市公民館設置及び管理に関する条例及び規則の適用について、一部の地区公民館の使用料の徴収について、適用時期を誤って徴収していた。誤徴収となった使用料については関係法令、例規に基づき適正に事務処理を行い、今後事務処理に誤りがないようにチェック体制の強化に努めること。
- 行政財産目的外使用許可に係る使用料について、一部の使用料が新庄市公有財産規則に沿った算定となっていなかった。使用料の算定にあたっては関係例規を遵守し適正に事務処理を行うこと。

(意見)

- 所管施設において、複写機利用サービスを利用者の実費負担により行っているが、費用徴収の根拠規程がない。市民への説明責任上、徴収根拠を明確にするため、要綱等の整備を検討されたい。